

令和7年4月からの高年齢者雇用継続制度の変更点

高年齢者の雇用継続に係る制度について、令和7年4月1日以降、以下の変更が予定されています。

1. 高年齢者雇用確保措置の経過措置の終了

高年齢者雇用安定法により、60歳から65歳までの雇用確保措置（①定年制の廃止、②定年の引上げ、③継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入、のいずれかの実施）が企業に義務づけられています。

継続雇用制度については、原則「希望者全員」が対象ですが、経過措置として、平成24年度までに労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めることが認められていましたが、令和7年3月31日をもって経過措置が終了します。

令和7年4月1日以降も継続雇用制度を実施する場合は、解雇事由・退職事由に該当する場合を除き、希望者全員の継続雇用の実施が必要となります。

2. 雇用保険の高年齢雇用継続給付の給付率引下げ

高齢者雇用の進展に伴い、給付趣旨が雇用継続であることを踏まえ、令和7年4月1日以降に60歳となる被保険者について、高年齢雇用継続給付※の給付率が10%に引き下げとなります。

※60歳以上65歳未満の労働者について、60歳以後の賃金が原則として60歳時点の賃金額の75%未満となった場合に賃金の一定割合を支給し、雇用継続を図る制度。

高年齢労働者の処遇改善に取り組む企業を支援しています！

高年齢労働者処遇改善促進助成金	
概要	60歳から64歳までの高年齢労働者に適用される賃金規定等を増額改定し、高年齢雇用継続基本給付金の受給総額を減少させた場合に、事業主に対して助成。
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての対象労働者の1時間当たりの賃金を60歳時点と比較し75%以上に増額していること。 ・賃金規定等の改定後の高年齢雇用継続基本給付金の総額が、賃金規定等の改定前よりも減少していること。 ・支給申請日において増額改定後の賃金規定等を継続して運用していること。
助成額	高年齢雇用継続基本給付金の減少額の2/3 (中小企業以外は1/2) ※100円未満切り捨て
助成期間	増額された賃金が支払われた月から6か月ごと最大4回(2年間)

※上記助成金の詳細は、厚生労働省ホームページをご確認いただくか、佐賀労働局 職業対策課 助成金担当（☎0952-32-7173）までお問合せください。

